

平成26年度政策評価に関する統一研修(地方研修)

国民にとって分かりやすい
評価書の作成を目指して

－より良い評価のあり方－

1. 政策評価の目的

問3-1 政策評価制度は何を目指しているのですか？

政策評価制度は、その実施により、効率的で質の高い行政、成果重視の行政、国民に対する行政の説明責任の徹底を実現することを目指しています。制度の目的は次の三つに整理することができますが、いずれも国民との関係を重視したものとなっています。

制度の目的

- ①国民本位の効率的で質の高い行政を実現すること
- ②国民の視点に立ち、成果重視の行政を実現すること
- ③国民に対する行政の説明責任を果たすこと

出所：総務省行政評価局『政策評価Q&A(政策評価に関する問答集)』、p.5。

2. 説明責任とは何かーアカウントビリティ＝説明責任？

(1) アカウントビリティ(accountability)は会計責任から始まった

account = 口座、勘定、会計

会計責任

＝資金や財産の管理・運用を委託された者が、
自らの職務を誠実に果たしたことを会計報告を通じて証明すること

会計責任 = 情報開示

(2) 会計責任から説明責任へ

① 会計責任の範囲の拡大(量的拡大)

単式簿記→[⊕]貸借対照表、行政コスト計算書

→[⊕]資金収支計算書、純資産変動計算書

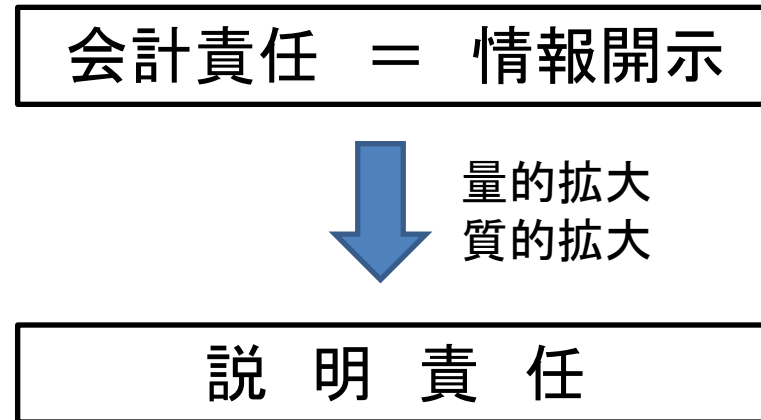
② 非会計情報の付加(質的拡大)

会計情報に非会計情報(業績や成果に関する情報)の追加

③ 情報開示(報告)から説明へ

関係者に説明し理解を得る責任を追加

(3) 説明責任＝説明、理解、そして納得へ



説明、理解、そして納得へ

3. 国民にとって分かりやすい評価とは

(1) かつて政策評価に指摘されていた問題点

評価方式や評価書のフォーマットが統一されていない



平成24年度：評価書の標準様式の導入

平成26年度：統一性・一覧性の確保

政策評価の標準化・重点化

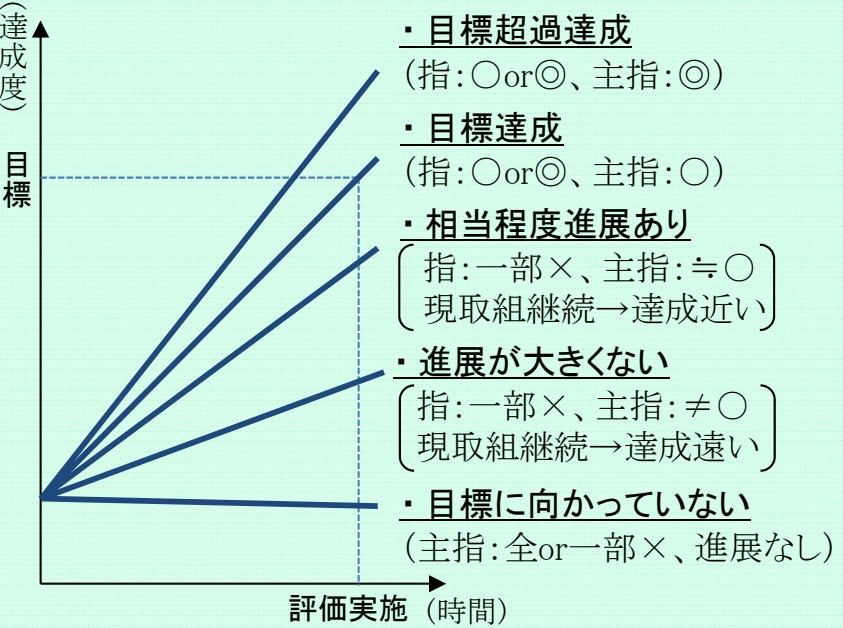
経済財政諮問会議(25.5.20)で新藤大臣が説明した取組の具体化(「経済財政運営と改革の基本方針」(25.6.14)上の取組としても位置付け)

➡ 「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」策定(政策評価各府省連絡会議了承)、26年度から実施

標準化

各府省共通の5区分により、施策の進捗状況を横断的かつ分かりやすく把握することが可能に

<5区分のイメージ>



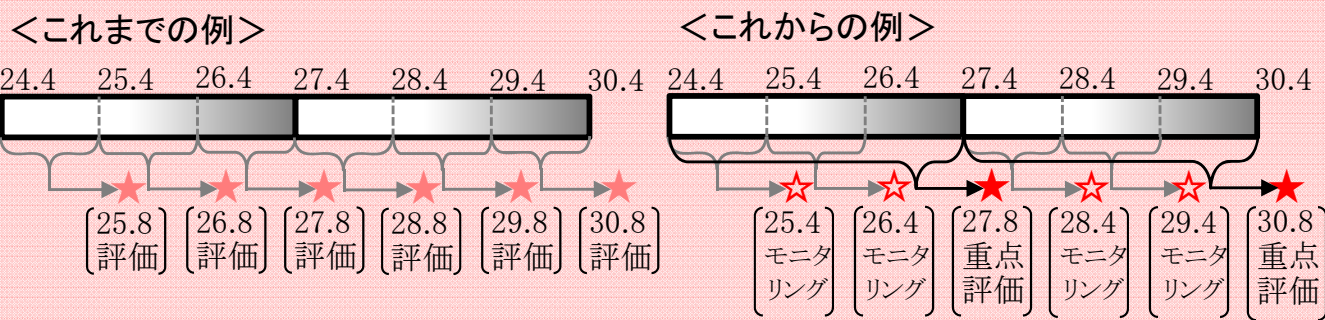
- ・目標超過達成
(指: ○ or ◎、主指: ◎)
- ・目標達成
(指: ○ or ◎、主指: ○)
- ・相当程度進展あり
(指: 一部×、主指: ≡○)
現取組継続→達成近い
- ・進展が大きくない
(指: 一部×、主指: ≠○)
現取組継続→達成遠い
- ・目標に向かっていない
(主指: 全 or 一部×、進展なし)

指…測定指標 主指…主要な測定指標
○…達成 ◎…大幅に上回って達成
×…未達成 { ≡○: 達成に近い未達成
 ≠○: 達成に近くない未達成

重点化

実施時期の重点化

単に毎年度評価を実施するのではなく、施策の節目にあわせて実施
(評価未実施の年度は、モニタリングで進捗管理)



内容の重点化

目標達成状況のチェックだけでなく、下記の深掘りをして踏み込んだ評価へ

- ① 事前に想定できなかった要因の分析 ③ 未達成となった原因の分析
- ② 達成手段の有効性・効率性の検証 ④ 目標の妥当性と必要な見直し

(2) 国民誰もが理解し、納得するためには、何が必要か

行政機関が行う政策の評価に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、行政機関が行う政策の評価に関する基本的事項等を定めることにより、**政策の評価の客観的かつ厳格な実施**を推進しその結果の政策への適切な反映を図るとともに、政策の評価に関する情報を公表し、もって効果的かつ効率的な行政の推進に資するとともに、政府の有するその諸活動について国民に説明する責務が全うされるようにすることを目的とする。

(政策評価の在り方)

第三条

2 前項の規定に基づく評価(以下「政策評価」という。)は、その**客観的かつ厳格な実施の確保**を図るため、次に掲げるところにより、行われなければならない。

- 一 政策効果は、政策の特性に応じた**合理的な手法**を用い、できる限り定量的に把握すること。
- 二 政策の特性に応じて学識経験を有する者の知見の活用を図ること。

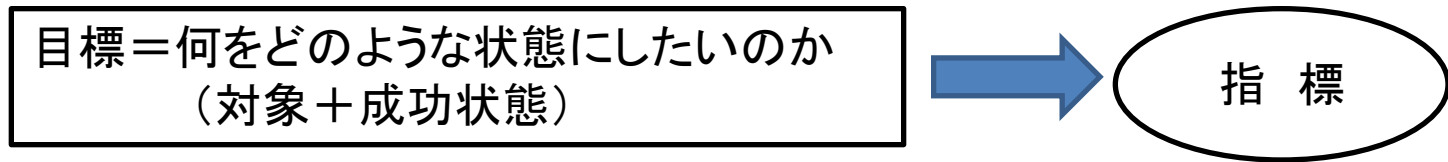


客観性、合理性

4. 客観性と合理性

(1) 客観性

- ・ 指標は目標を適切に反映したものとなっているか



- ・ 良い結果が現れている指標や事例のみを用いて評価を行っていないか
- ・ 指標の動きなどに基づき客観的に評価が行われているか

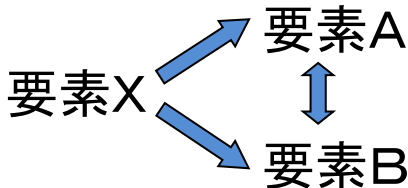
(2) 合理性

- ・ 正しい手法に基づいてデータの収集が行われているか(データの信頼性)
 - ⇒ 母集団から標本を抽出 → 無作為抽出(不偏性、代表性)
 - ⇒ 調査票(アンケート)の設計 → 誘導的な質問を避ける
- ・ 正しい方法論に基づいて評価が行われているか
 - ⇒ 費用便益分析における便益の二重計上など

(3) 因果関係と相関関係を混同しない

相関関係＝要素A、Bの間に共変関係が見られる関係

相関がある 要素A \longleftrightarrow 要素B の可能性は...

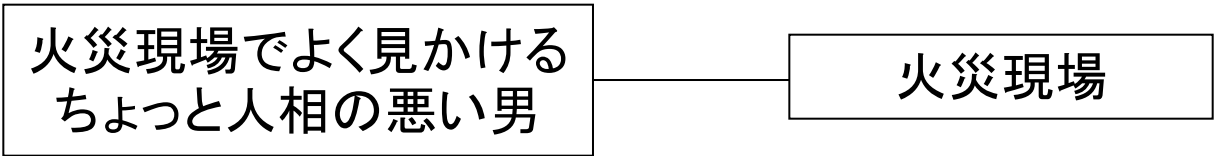
- ① 要素A \longleftrightarrow 要素B 偶然の一致
- ② 要素A \longrightarrow 要素B 因果関係
- ③ 要素A \longleftarrow 要素B 因果関係の逆転
- ④ 要素A \rightleftarrows 要素B 比例関係
- ⑤ 要素A \longrightarrow 要素X \longrightarrow 要素B 第3の要素が媒介
- ⑥  見せかけの相関(疑似相関)

因果関係＝要素Aの変化によって、一方の要素Bの変化が引き起こされる関係

要素A  要素B

因果関係が成立するための条件

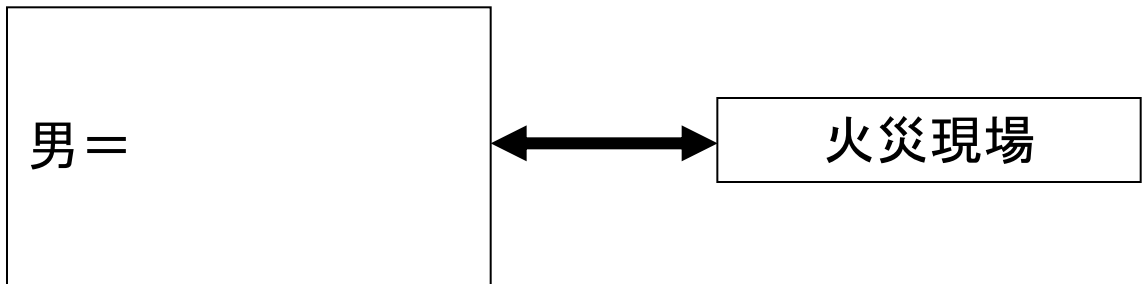
- ① A、Bが共に変化する(共変関係)
- ② Aが先に変化してから、後でBが変化する(時間的先行関係)
- ③ A以外の要素の変化を固定しても、A、B間に共変関係が存在する



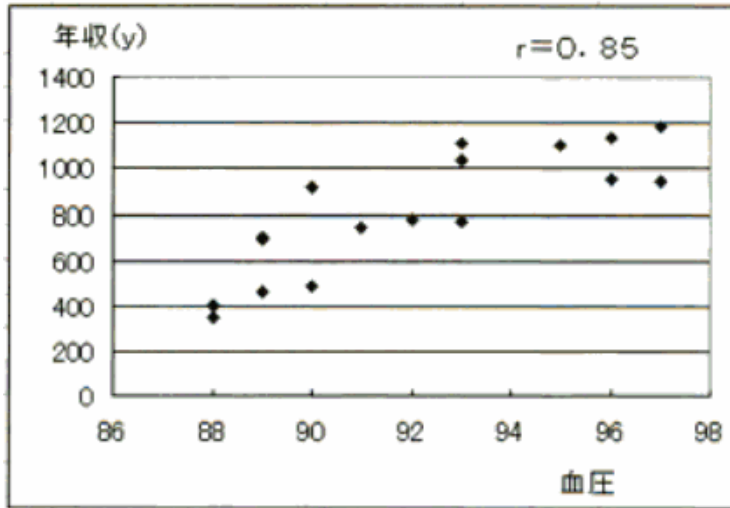
因果関係なら



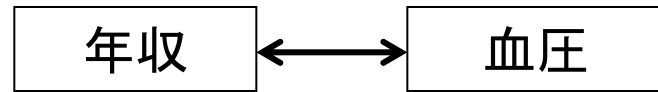
相関関係なら



見せかけの相関

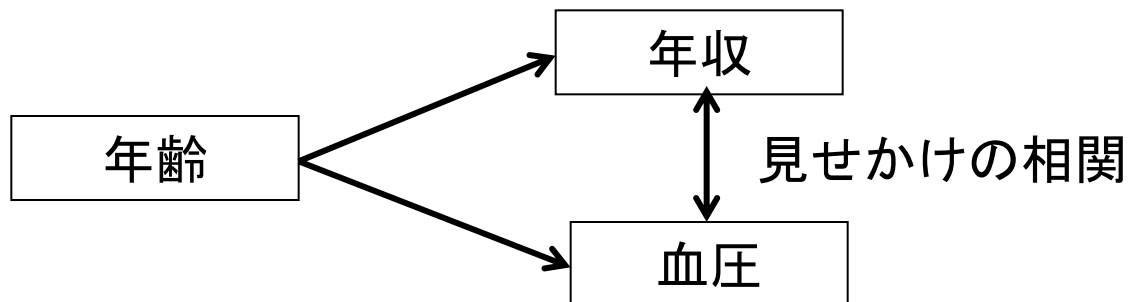


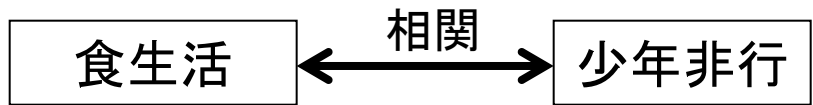
年収と血圧の間には
相関があると言ってよいだろうか？



出所: 上田太一郎他(2004)『Excelで学ぶ回帰分析入門』、オーム社、p.66。

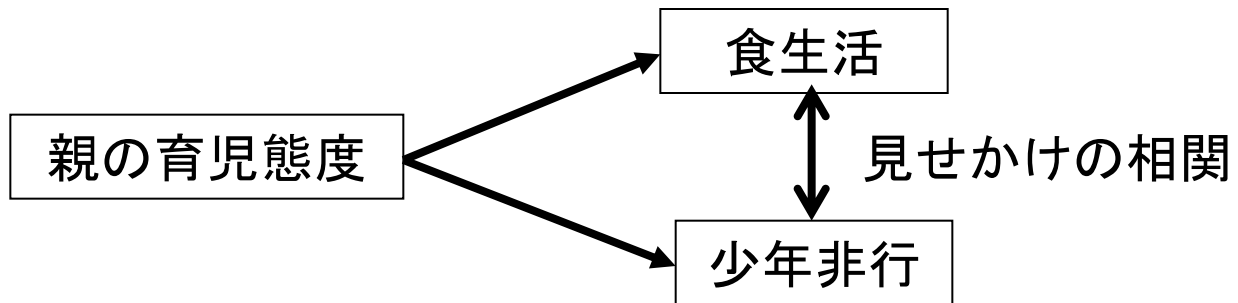
真実はこう





真実はこちら

The text '真実はこちら' (The truth is here) is positioned to the right of the blue arrow.



【演習課題】

(注) 本演習で使用している事例等は、問の注書きのあるものを除き、実際のものを参考に作成した架空の事例です。

問 1

次の3つの評価書（課題①～③）について、客観性と合理性の観点からみて、改善の余地があると思われる点を指摘してください。

課題①

事業名	新産業・新事業創出支援補助事業																											
事業の概要	<p>（事業概要） 新産業・新事業の創出を図るため、中小企業による新分野進出や新規創業といったリスクの高い技術開発を支援する。（補助率1／3）</p> <p>（目標） 新産業・新事業を創出して、産業活性化を推進すること。そのために、市場等のニーズ把握、事業のアイデアの具現化を支援し、事業化を促進する。具体的には、事業終了後3年経過時点の事業化率40%を目指す。</p>																											
事業の進捗状況	<p>事業開始年度：平成15年度 事業終了予定年度：平成25年度</p> <p><交付実績の推移></p> <table border="1" data-bbox="622 1034 1935 1184"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成20年度</th> <th>平成21年度</th> <th>平成22年度</th> <th>平成23年度</th> <th>平成24年度</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>交付実績額（億円）</td> <td>80.0</td> <td>45.0</td> <td>51.5</td> <td>51.5</td> <td>37.0</td> <td>265.0</td> </tr> <tr> <td>交付実績件数（件）</td> <td>158</td> <td>120</td> <td>121</td> <td>129</td> <td>105</td> <td>633</td> </tr> </tbody> </table>								平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	合計	交付実績額（億円）	80.0	45.0	51.5	51.5	37.0	265.0	交付実績件数（件）	158	120	121	129	105	633
	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	合計																						
交付実績額（億円）	80.0	45.0	51.5	51.5	37.0	265.0																						
交付実績件数（件）	158	120	121	129	105	633																						
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">次ページへ続く</div>																												

前ページより続く

<指標の推移>

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	目標値
事業化率 (%)	39.1	38.9	38.3	36.9	32.9	40
特許件数	670	1,070	1,450	1,901	2,430	-
特許実施件数	60	150	240	400	232	-
ライセンス供与件数	5	20	40	35	45	-
取得ライセンス料 (千円)	9,500	110,010	120,450	140,230	170,450	-

年度末時点。

事業化率は、事業終了後3年以内の事業化件数／終了件数。

<その他の効果・実績>

(累計)

	～平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
終了件数 (件)	380	450	510	582	639
事業化件数 (件)	160	180	197	201	210
実用化件数 (件)	220	270	292	310	321

年度末時点。

事業化件数及び実用化件数は、事業終了後3年以内のもの

評価結果

平成 22 年度末時点でみると、事業化率は目標値である 40%に及ばないものの、堅調に推移しており、目標はほぼ達成しているものと考えられる。

課題②

施策名	感染症対策の充実																																	
施策の概要	感染症などの疾病を予防・防止するとともに、感染者に必要な医療を確保することにより、感染症のまん延を防止し、安心する衛生環境を確保する。このため関係法律に基づき、必要な措置を行うとともに、予算事業として啓発事業等を実施する。																																	
施策の進捗状況	<p><指標の推移></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成20年度</th> <th>平成21年度</th> <th>平成22年度</th> <th>平成23年度</th> <th>平成24年度</th> <th>目標値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①罹患率の推移（人） （人口10万人対比）</td> <td>25.8</td> <td>24.8</td> <td>23.3</td> <td>22.2</td> <td>集計中</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>②定点医療機関の全国 充足率（%）</td> <td>80.5</td> <td>80.6</td> <td>80.0</td> <td>81.3</td> <td>79.6</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>③指定医療機関病床数 （床）</td> <td>1,710</td> <td>1,720</td> <td>1,765</td> <td>1,690</td> <td>1,705</td> <td>1,900</td> </tr> </tbody> </table> <p>①は、〇〇統計2012（感染症予防協会調べ）によるもの。平成24年度は平成25年9月に公表予定 ②及び③は感染症対策課調べによるもの。</p>							平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	目標値	①罹患率の推移（人） （人口10万人対比）	25.8	24.8	23.3	22.2	集計中	—	②定点医療機関の全国 充足率（%）	80.5	80.6	80.0	81.3	79.6	100	③指定医療機関病床数 （床）	1,710	1,720	1,765	1,690	1,705	1,900
	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	目標値																												
①罹患率の推移（人） （人口10万人対比）	25.8	24.8	23.3	22.2	集計中	—																												
②定点医療機関の全国 充足率（%）	80.5	80.6	80.0	81.3	79.6	100																												
③指定医療機関病床数 （床）	1,710	1,720	1,765	1,690	1,705	1,900																												
評価結果	<p>罹患率は各種事業等による取組の結果、毎年減少しており、進展していると評価できる。今後は更に、調査研究事業や各自治体の実情に応じた施策を推進することにより、罹患率の減少に向けた対策を実現する。</p> <p>定点医療機関の充足率は、法制定直後は75%であったが、啓発事業等を実施した結果、充足率は徐々に上昇し、ここ数年は80%前後で推移しており、制度の目的を果たしていると評価できる。</p> <p>病床数については、その設置基準を二次医療圏ごととしており、二次医療圏の見直し等により減少してきているが、指定医療機関数については、啓発事業等の実施による理解の深まりにより着実に増加しているところである。</p> <p>これらの対策から、重篤な症状を引き起こす感染症のまん延はほぼ発生することがなく、概ね目標を達成できているものと考えられる。</p>																																	

課題③

事業名	基礎教育援助事業
事業の概要	「途上国への基礎教育援助事業」では、「途上国政府の自助努力支援」、「日本の教育経験の活用」などの基本理念のもと、(1)「教育の『機会』の確保」、(2)「教育の『質』の向上」、(3)「教育の『マネジメント』改善」を重点分野とし、新たな取組として(4)「現職教員の活用と国内体制の強化」を挙げている。
事業の進捗状況	<p>1. 関係省庁間の連携の下に、日本初の基礎教育援助政策を発表したことは、日本が基礎教育援助を重視するという姿勢を国内外に示す上で画期的であったと考えられる。</p> <p>2. 基本理念である「途上国政府の自助努力支援」では、相手国機関等による費用の一部負担が見られ、「日本の教育経験の活用」では、検討会開催、日・英・仏語版のマニュアルを出版等、相当な効果があったと評価できる。</p> <p>3. (1)「教育の『機会』の確保」における質の高い学校建設への積極的な取組、非キリスト教国である日本による「ジェンダー格差の改善支援」は、日本独自の貢献として意味があった。</p> <p>(2)「教育の『質』向上」における日本の経験に基づく現職教員研修等の成果では、体系的とりまとめも進んでいる。(3)「教育の『マネジメント』改善」において、アドバイザーを派遣し、支援相手国の教育政策等で取り上げられた事例も多い。(4)「現職教員の活用」において、現職教員の青年海外協力隊参加への飛躍的進展、「拠点システム構築事業」が評価されている。</p>
評価結果	<p>(今後の方針)</p> <p>○ 事業を継続する</p> <p>(理由と今後の方針)</p> <p>教育は、人間の安全保障の確立、国造りの基礎として、日本が重視してきた支援分野である。特に基礎教育支援については、国際教育方針目標に含まれており、国際社会の関心も高い。</p> <p>就学率の改善が進む一方、教育の質の向上が課題となる中、本事業に基づき、教育の量、質、マネジメントの3点を重点項目とし、ソフト、ハード双方を組み合わせた支援を国際機関等とも連携して、各途上国の現状・ニーズに合った支援を引き続き実施していくことが重要である。</p>

回答欄

課題①

課題②

課題③

問 2

次の評価書の「目標に係る指標」、「評価」について、改善を要すると思われる点を指摘してください。

目標	ライフステージに応じた女性医師の多様な就業の支援					
目標にかかる指標	アウトカム指標 (達成水準/達成時期)					
		平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
	就業女性医師数 (単位 : 人) (前年度以上/毎年度)	41,340	—	42,807	—	集計中
評価結果	<p>医師総数に占める女性医師の割合は約 15%であるが、国家試験合格者に女性のしめる割合は約 35%となっており、女性医師数は増加していくと予想される。女性医師は出産や育児により労働時間が短くなる傾向があり、パートタイム勤務など女性医師がライフステージに応じて働くことのできる柔軟な勤務形態の促進を図るため、平成 24 年 1 月に女性医師の就業支援施設を設立し、同施設において、平成 23 年度末までに 8 件の再就業を斡旋したところであり、目標の達成に向けて進展があったものと評価できる。</p>					

回答欄

問3 次の文章を読み、ここで行われた調査方法で改善の余地がある点を教えてください。

真珠湾攻撃から60年となる「太平洋戦争開戦の日（12月8日）」を前に、12月5日、6に両日、東京渋谷の十代の男女五十人に12月8日が何の日であるか質問してみた。

8月15日の終戦記念日に同様の質問をした時は約60%が何の日か答えられたのに対し、今回の正解率はゼロだった。

回答欄

問 4 下の事業はB市にあるA港の一部を埋め立てて、100m四方の緑地帯を作る事業です。
この事業に関し、次の頁の情報を読み、問に答えてください。

【A港湾緑地整備事業の概要】

所在	B市
建設着手	平成 15 年度
完成予定年度	平成 30 年度
進捗率	約 10%(緑地)、70%(護岸)
総事業費	8億5千万円
目的	交流・レクリエーション機会の増加
事業主体	B市
最近の評価実施状況	平成 25 年 3 月再評価

【A港緑地整備事業の評価書（平成 25 年 3 月）】

事業名 (事業主体)	総事業費 (億円)	便益(B)		費用 (C) (億円)	B/C	その他の指標 による評価	対応方針	担当部局
		総便益 (億円)	便益の主な根拠					
A港湾緑地整備事業 (B市)	8.5	14	交流・レクリエーション機会の増加 (港湾来訪者見込み 850,100 人/年)	9.0	1.6	周辺地域の環境の 改善が図られる。	継続	B局港湾部

A港に港湾緑地を整備した場合の来訪者数を予測するため、CVM（仮想的市場評価法）によるアンケート調査結果に基づき推計が行われることとなりました。当該緑地は地域住民の休息や散策の場として供されることから、徒歩 20 分圏内の住民（9,450 人）をアンケート調査の対象として、利用意思などが調査されることとなりました。対象住民は、B市、C町、D町の3地区に居住しており、ここから実際の調査対象となる住民を合計 102 人抽出するとした場合、その地区別の内訳は下表の①～③案のうちどれが最も望ましいと思いますか。

〔 CVM（仮想的市場評価法）：アンケート等を用いて評価対象社会資本に対する支払意思額を住民等に尋ねることで、対象とする財などの価値を金額で評価する方法。 〕

市町名	徒歩 20 分圏内人口 (アンケート対象)	標本抽出者数		
		①案	②案	3案
B市	4,746	34	51	99
C町	3,234	34	35	1
D町	1,470	34	16	2
合計	9,450	102	102	102

①案＝102 人を 3 地区で等分

②案＝102 人を地区毎の人口比で按分

③案＝実際の利用者の居住地区に応じて按分（緑地はB市にあり、C町、D町は港の対岸）

問5 この文章は次の頁の調査結果に基づかれて書かれたものです。
この文章の内容の改善の余地がある点を指摘してください。

消費者金融大手の調査結果で、サラリーマンの1か月の平均小遣いは昨年より3,300円増えて48,800円に増えたことがわかった。景気回復がサラリーマンの財布にも徐々に波及し「苦しいといいながらも以前よりはよくなった」といえそうだ。

(調査は今年4月下旬にサラリーマン500人を対象にインターネットで実施)

サラリーマンの小遣いは38,300円を底に上昇を続けている。小遣い額が上昇したかと尋ねたところ、全体の8.2%がアップしたと回答した。中でも20歳代は20.8%がアップしたと回答しており、可処分所得の多い若者を中心に余裕が出たとみられる。

20歳代の平均小遣いは56,100円と30歳代から50歳代に比べて最も高い結果となった。

問2. 今春、昇給がありましたか。あなたの小遣いはどのように変化しましたか。
「アップした」という場合、1カ月あたりいくらアップしましたか。

小遣い額		アップ	変化なし	ダウン
全 体 (%)		8.2	83.2	8.6
年代	20代	20.8	73.6	5.6
	30代	4.8	84.0	11.2
	40代	0.8	90.4	8.8
	50代	6.4	84.8	8.8
未既婚	未婚	10.5	78.9	10.5
	既婚	6.1	87.1	6.8
子供の 有無	いる	4.2	88.1	7.6
	いない	11.7	78.8	9.5
奥さんの 就業状況	共働き	8.8	83.8	7.4
	専業主婦	3.1	90.6	6.3

回答欄

問6 次の文章を読み、次の頁の間に答えてください。

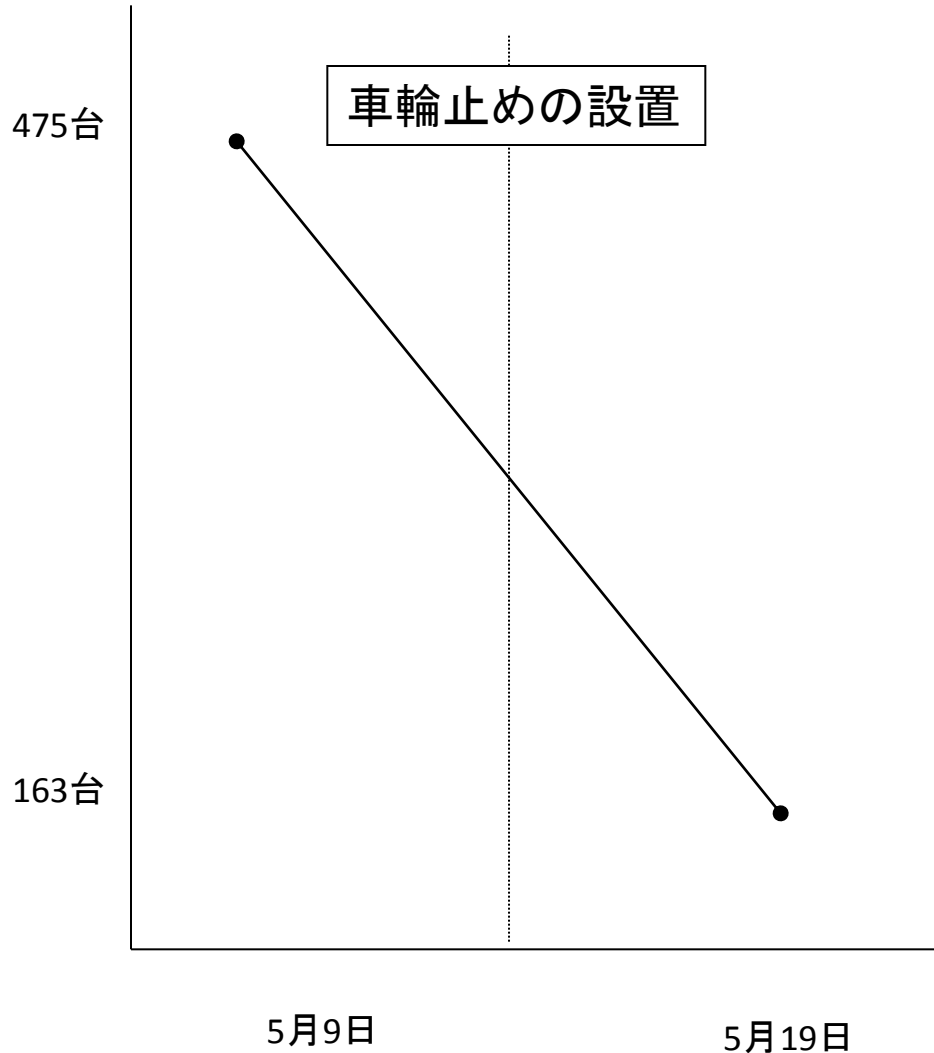
警察は23日、改正道交法の施行で10日から使用を始めた車輪止め装置「クランプ」による駐車違反取り締まり結果をまとめた。

指定路線（4.1キロ）で、10日間に車輪止めを取り付けたのは約200台。その効果で駐車違反は6割以上減少したという。警察は施行以来、連日、50人を出して取り締まりを実施。19日までに反則切符をきった436台のうち206台に車輪止めを装着、悪質な114台はレッカー移動した。

警察が施行前の9日と19日の午後3時から4時までの一時間に同路線での駐車違反台数を調べた結果、9日の475台が19日には163台になり、65.6%も減少していた。

今年1月から4月までの県内の駐車違反取り締まり件数は約14万4千件で、昨年同期と比べ3万件近く増加しており、警察では「今後も徹底した取り締まりを展開したい」としている。

車輪止めの設置前後における 駐車違反台数の変化



「車輪止めの設置によって駐車違反台数が減った」とする評価に問題はないでしょうか。考えられる問題点と可能性を挙げてください。

回答欄

注：本問題は、谷岡一郎(2000)『「社会調査」のウソ』、文藝春秋を参考にした。

問7

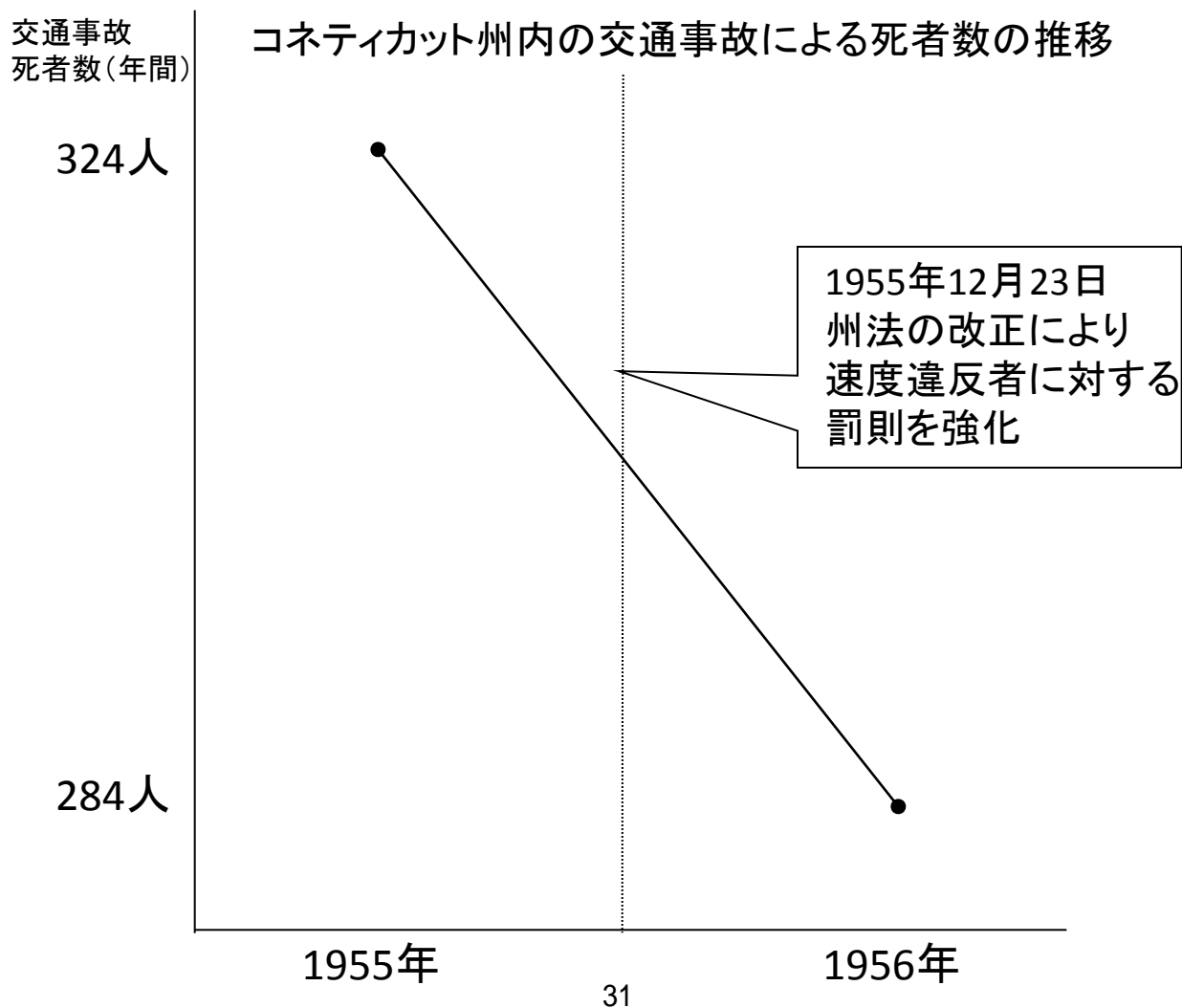
経済的格差の拡大は、1980年代以降、多くの国々でもみられる現象であり、わが国でも2000年以降、景気回復が続く中においても、同様の問題が指摘されてきました。格差の問題、たとえば世帯間の所得格差拡大の原因としては、主に次のような要因が指摘されています。

- ・ グローバル化に伴う国際競争の激化
- ・ ICT(情報通信技術)など技術革新への適応能力の差
- ・ フリーター、ニートの増加
- ・ 非正規雇用者の増加とそれに伴う賃金格差の拡大
- ・ 年俸制や実績重視型の賃金制度など成果主義的賃金制度の導入

これらの他にわが国における世帯間の所得格差拡大の原因となっていると考えられる要因を挙げてください。

回答欄

問8 米国のコネティカット州では、1955年12月23日に州法を改正し、速度違反者に対する罰則を強化しました。その成果について問われた州知事は、州内の交通事故による死者が、1955年の324人から翌1956年には284人に減少した結果をもとに、「罰則の強化は交通事故死者数を減らすのに有効だった」と評価しました。この評価に問題はないでしょうか。考えられる問題点と可能性を挙げてください。



回答欄

注:本問題は、Campbell,D.T.and Ross, H.L.(1968)“The Connecticut Crackdown on Speeding in Quasi-Experimental Analysis”, Law and Society Review, Vol.3,No.1, Sage Publicationsを参考にした。